

第13号議案

ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市介護保険条例（平成17年ふじみ野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「25,100円」を「31,500円」に改め、同項第2号中「36,200円」を「47,200円」に改め、同項第3号中「39,000円」を「47,200円」に改め、同項第4号中「46,300円」を「52,200円」に改め、同項第5号中「55,800円」を「63,000円」に改め、同項第6号中「64,100円」を「72,400円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同項第7号中「72,500円」を「81,900円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に、「1,900,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「83,700円」を「94,500円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,100,000円」に、「2,900,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「89,200円」を「107,100円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「94,800円」を「113,400円」に改め、同項第11号中「100,400円」を「119,700円」に改め、同項第12号中「106,000円」を「126,000円」に改め、同項第13号中「111,600円」を「132,300円」に改め、同項第14号中「117,100円」を「138,600円」に改め、同項第15号中「122,700円」を「144,900円」に改め、同条第2項中「1万6,700円」を「1万8,900円」に改め、同条第3項中「1万6,700円」を「1万8,900円」に、「2万7,900円」を「3万1,500円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,900円」とあるのは、「4万4,100円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(同項第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中ア「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による介護保険事業の見直し等に伴い、第1号被保険者の保険料率等を改定するため、ふじみ野市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。